

**とちぎわんぱく公園
事業化検討に係るサウンディング調査**

実 施 要 領

令和 7（2025）年 4 月 15 日

栃木県

1. 調査概要

1.1. 調査の目的

栃木県(以下、「本県」という。)は、県営都市公園について、最も新しい公園でも開園から20年が経過し、施設の老朽化や多様化する県民ニーズへの対応が課題となっている状況を受け、令和3年11月に、公園の魅力向上に係る事業参入の可能性やそのアイデアについて把握するための事業発案に係るサウンディング調査を実施しました。

その結果を受け、先行的に事業化を進める公園として、みかも山公園及びとちぎわんぱく公園(以下、「対象公園」という。)を選定するとともに、日光田母沢御用邸記念公園を除く8公園について、「栃木県営都市公園における民間活力導入に係る基本構想」(以下、「基本構想」という。)を策定しました。また、対象公園については、都市公園法第5条の2に基づく公募設置管理制度(以下、「Park-PFI」という。)を活用した事業化に向け、本県の方針を示した公募設置等指針(案)(以下、「指針(案)」という。)をとりまとめたところです。

今回の事業化検討に係るサウンディング調査(以下、「本調査」という。)は、事業者の公募に先立ち、指針(案)等を事業者の皆様にご確認いただき、指針(案)等に対する皆様のご意見・ご要望を把握することで、より良い事業条件を整理し、今後の公募につなげるものです。

1.2. 対象公園の概要

対象公園の概要は、本要領とあわせて公表する指針(案)及び別紙資料をご確認ください。また、「とちぎの県営都市公園(パンフレット)」は、以下のURLからご確認いただけます。

なお、事業者の公募にあたっては、今回公表する資料の他、様式集や必要となる協定書、契約書の案等も公表する予定です。

「とちぎの県営都市公園(パンフレット)」URL:

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h09/town/machidukuri/toshikouen/prefecturalpark.html>

1.3. Park-PFI の概要

Park-PFIは、都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する制度です。

民間事業者は、賑わい・魅力の向上への寄与が期待される収益施設である「公募対象公園施設」の設置・管理運営とあわせて、公募対象公園施設との一体的な整備により魅力向上が期待される、広場・園路等の公園施設(以下、「特定公園施設」という。)について、公募対象公園施設の収益を活用し、整備を行うものとします。

なお、Park-PFIを導入した場合、公募対象公園施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、都市公園法の特例措置(設置管理許可期間の特例、建ぺい率の特例、占用物件の特例)が適用されます。

Park-PFI のより詳しい内容及び事例については、以下のリンクをご参照ください。

※「都市公園における官民連携の推進」(国土交通省)

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/content/001388164.pdf>



図 1.1.Park-PFI のイメージ

1.4. 事業スケジュール

対象公園の公募及び事業実施スケジュールは、以下のとおりです。

※現時点での予定であり、変更となる場合があります。

表 1.1.対象公園の事業化スケジュール



※今回予定している公募は、対象公園の特定範囲について、Park-PFI による整備等を行っていただく事業者を公募するものであり、対象公園の指定管理者との一括公募(同時募集)を行うものではありません。

2. サウンディングの内容

2.1. サウンディングの対象

対象公園において事業実施の意向のある民間事業者・NPO 法人等(以下、「法人等」という。)、または、複数の法人等が構成するグループ(業種・業態を問いません)とする。ただし、以下に示す参加資格要件を満たさない法人等の参加は認めません。

なお、本調査では、事前に「2.2 サウンディング内容」に示す各様式を提出いただいた後、個別のヒアリング形式で対話を行います。応募者多数の場合、各様式の提案内容の熟度等に応じて、対話を行う事業者の絞り込みを行う場合があります。あらかじめご了承ください。

※本調査において対話の対象とならなかったことが、今後の事業者公募時における評価に影響を与えることはありません。

<参加資格要件>

- 別紙「とちぎわんぱく公園 Park-PFI 事業公募設置等指針(案)」P15 記載の「応募者の参加資格要件(共通)」による。

2.2. サウンディング内容

本調査では、本県が事業者への確認事項をとりまとめた、「ヒアリング票(様式 3)」及び事業者が指針(案)等に対して自由に質問・意見を記入できる、「質問書・意見書(様式 4)」(以下、様式 3,4 をまとめて「調査票」という。)を事前に記入・提出いただき、その後、個別の対話を実施します。なお、「ヒアリング票(様式 3)」の提出は必須とします。

また、対話の際には、当該項目に沿って応募者のご意見を確認する予定です。回答にあたっては、「4.留意事項」もご確認ください。

3. サウンディングの手続き

3.1. スケジュール

本調査のスケジュールを以下に示します。

表 3.1. サウンディング調査のスケジュール

実施要領等の公表	令和7年4月15日(火)
事業説明会、現地説明会の実施	とちぎわんぱく公園 令和7年5月23日(金)
サウンディング参加申込の提出期限	令和7年5月30日(金)
サウンディング調査票の提出期限	令和7年6月5日(木)
対話日程の通知	令和7年6月6日(金)頃
対話の実施	令和7年6月12日(木) 令和7年6月13日(金)(予備日)
実施結果概要の公表	令和7年6月20日(金)頃

3.2. サウンディングの手続き

(1) 事業説明会、現地説明会の実施

本調査への参加を希望される事業者向けに、事業説明会及び現地説明会を開催いたします。

参加人数については、各社最大3名までとさせていただきます。詳細は、申込みいただいた事業者にご改めてご連絡いたします。

1) 開催日時・場所

事業説明会及び現地説明会の開催日時及び実施場所は以下のとおりです。

開催日時: 令和7年5月23日(金)
事業説明会 10:00～11:00
現地説明会 11:00～12:00

実施場所: とちぎわんぱく公園内(栃木県下都賀郡壬生町大字国谷 2273)

※事業説明会は、集合・対面方式での実施を基本とします。

※事業説明会、現地説明会への参加は任意であり、サウンディングへの参加条件ではありません。

2) 申込・提出方法

期日までに「事業説明会及び現地説明会参加申込票(様式1)」に必要事項を記入し、申込期限内に電子メールで「5. 申込先・問合せ先」へ提出ください。なお、送付の際の件名は【県営公園事業説明会及び現地説明会申込】としてください。

3) 申込期限

令和7年5月16日(金)17時まで

4) 事業者名の公表について

事業説明会、現地説明会に参加いただいた事業者のうち、事前に同意をいただいた事業者については、説明会終了後、本県ホームページ上で事業者名を公表させていただきます。今後の公募に向けて法人等の連携やグループ構成への活用を想定しています。「事業説明会及び現地説明会参加申込票(様式1)」にて、公表の可否を選択してください。

(2) サウンディングの参加申込・調査票の提出

1) 申込・提出方法

「参加申込票(様式2)」、「ヒアリング票(様式3)」、「質問書・意見書(様式4)」(提出任意)、「とちぎわんぱく公園におけるサウンディング調査に係る宣誓書(様式5)」に必要事項を記入し、申込期限内に電子メールで「5.申込先・問合せ先」へ提出ください。なお、送付の際の件名は【県営都市公園サウンディング申込】としてください。

2) 提出期限

「参加申込票(様式2)」、「とちぎわんぱく公園におけるサウンディング調査に係る宣誓書(様式5)」提出: 令和7年5月30日(金)17時まで

「ヒアリング票(様式3)」、「質問書・意見書(様式4)」提出: 令和7年6月5日(木)17時まで

(3) 対話日程の通知

対話日程の通知は、以下の期限までに、応募のあった全ての事業者に対して行います。なお、「2.1.サウンディングの対象」で示したとおり、対話事業者の絞り込みを行う場合がありますので、予めご了承ください。

1) 通知日

令和7年6月6日(金)頃

(4) 対話による調査の実施

1) 日時

令和7年6月12日(木)(6月13日(金)予備日)で1時間程度(申込後、個別に調整)

2) 場所

栃木県庁内会議室又はオンライン方式(申込後、個別に調整)

3) 実施方法

- 参加申込のあった法人等と、1事業者(グループ)あたり1時間程度を目安に対話を行います

す。

- 対話に出席する人数は、1 事業者(グループ)につき 5 名以内を原則とします。

(5) サウンディング結果の公表

- 本調査結果は、本県ホームページで公表します。公表にあたっては、事前に対象事業者へ公表内容を確認する場合があります。
- 参加事業者名は公表しません(ただし、事業者名の公表を希望する場合を除く)。
- 企業ノウハウに係る内容は公表しません。

4. 留意事項

4.1. 事業者公募時の取り扱い

本調査への参加の有無や回答内容は、今後の事業者公募時における評価に影響を与えることはありません。また、本調査におけるご意見・ご要望については、必ずしも本事業に反映されるとは限りません。

4.2. 費用負担

本調査に要する費用(調査票作成、対話時の交通費等)は、参加事業者の負担とします。また、本調査にあたり本県に提出いただいた書類は返却しません。

4.3. 追加対話への協力

本調査終了後も、必要に応じて追加の対話(文書照会含む)やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

4.4. 栃木県内自治体の立ち合いについて

今後の官民連携事業検討の参考とするため、栃木県内の市町の担当者が対話に同席する場合がありますのでご了承ください。

5. 申込先・問合せ先

申込み及び調査票の提出は、下記をお願いします。

申込先・ 問合せ先	栃木県県土整備部都市整備課 公園緑地担当 住所: 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 14 階 電話: 028-623-2474 E-mail: tseibi@pref.tochigi.lg.jp 担当: 小林 <u>阿部</u>
--------------	--